

# 山添村小水力発電システム設置補助金募集要領

小水力発電システムの普及を促進するため、その設置にかかる費用の一部を山添村小水力発電システム設置補助金交付要綱（以下「要綱」といいます。）に基づき予算の範囲内で補助します。

## 1. 補助金の交付申請ができる方

次の要件を全て満たす方です。

- (1) 山添村内の法人及びその他団体
- (2) 山添村内に小水力発電システムを設置すること
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。また、その者と社会的に非難されるべき関係を有していないこと
- (4) 奈良県小水力発電設備設置事業認定を受けること
- (5) その他、村長が特別に認める者

## 2. 補助金の額

補助金の交付額は、設置にかかる費用の金額とします。

1件当たりの上限は80,000円です。

## 3. 交付申請に必要な書類

交付申請に必要な書類は、次のとおりです。

- (1) 山添村小水力発電システム設置補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 河川法の許認可手続に関する利用水利の状況調書（様式第2号）
- (3) 申出書（様式第3号）
- (4) 小水力発電システムの設置がわかる書類（工事契約書、売電契約の写しなど）及び領収書の写し、対象システムの設置場所の現況を示す写真
- (5) 補助対象システムを設置しようとする土地の所有者が確認できる書類
- (6) 補助対象システムを設置しようとする土地が申請者の所有でない場合は、所有者の同意書
- (7) 補助対象システムを設置しようとする場所を示した地図
- (8) その他村長が必要と認める書類

#### 4. 補助金の交付決定

補助金の交付申請書及び添付書類に基づきその内容の審査及びその他の調査を行い、補助金の交付の可否を決定し、30日以内に山添村小水力発電システム設置補助金交付（不交付）決定通知書（様式第4号）を送付します。

#### 5. 補助金の交付請求

補助金の交付決定通知書受領後、30日以内に山添村小水力発電システム設置補助金交付請求書（第5号様式）を提出してください。（郵送可）

補助金交付請求書は、交付決定通知書と同時に送付します。30日以内に提出がない場合は、交付決定を取り消す場合がありますので、ご注意ください。

#### 6. 補助金の交付

補助金交付請求書が提出されてから40日以内に、山添村財務会計室窓口での支払い、或いは指定された口座へ補助金を振り込みます。

#### 7. 補助金交付の決定取消及び返還

虚偽その他不正な行為により補助金の交付を受けた場合、要綱に違反した場合等は、補助金の交付決定を取り消すことがあります。

また、既に補助金が交付されている場合は、補助金の返還を求めることがあります。

#### 8. 協力

必要に応じて、月毎の発生電力量、売電電力量、買電電力量及びエネルギー使用状況等を報告していただく場合がありますので、ご協力をお願いします。

#### 〈注意事項〉

- 申請書類の提出につきましては、確認したうえで提出してください。
- 必要事項の記入漏れ、誤り、不足書類がありましたら受付できません。
- 使用する印鑑は、全て同じものを使用してください。
- 記載内容の訂正は、訂正箇所を二重線で消し、その上に申請書使用の印鑑を押印してください。
- 申請書提出時に再度書類の作成をお願いする場合がありますので、印鑑をご持参ください。

—お問い合わせ／提出先—  
山添村役場 環境衛生課